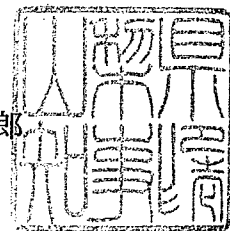


第8号様式（第8条関係）

富エコ推第2540号
令和7年3月24日

霞ヶ関キャピタル株式会社
代表取締役 河本 幸士郎 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



（仮称）河口湖ホテルP Jに係る景観配慮書に対する意見について（送付）

令和7年1月27日付けで送付された景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

〒400-8501
甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県知事政策局富士山保全・
観光エコシステム推進グループ
富士山保全企画担当
TEL 055-223-1316

(別紙)

(仮称) 河口湖ホテルP Jに係る景観配慮書に対する意見について(送付)

1 対象事業

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：霞ヶ関キャピタル株式会社

代表者の氏名：代表取締役 河本 幸士郎

主たる事務所の所在地：東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番1号
霞ヶ関コモンゲート西館22階

(2) 対象事業の名称

(仮称) 河口湖ホテルP J

(3) 対象事業の種類

建築物の新築の事業

(4) 対象事業の規模

事業区域の面積 2991.49m²

新築建築物の建築面積 1391.62m²

新築建築物の延床面積 5601.02m²

(5) 対象事業の実施に係る区域の位置

山梨県南都留郡富士河口湖町小立116

2 意見

(1) 全般的事項

- 予定する事業は、自然公園法など各種法令に基づく届出等が必要であるため、法令を所管する機関と十分に協議を行い、法令の規定、通知等に基づき風景の保護上適切な配慮を行ってください。

(2) 個別的事項

- 建物の色彩、デザイン、配置等は、周辺の自然景観が主体となることに留意し、控えめでかつ周辺の自然環境と調和が図れたものとするよう配慮してください。また、その状況が判断できる外観パースを含めた詳細な資料を事業者見解書に添付してください。
- 本条例における事業予定区域の建築物規模要件は高さ16m超であり、本事業については最高高さが17.95mであることから、事業が周辺の景観に対してどのような影響を及ぼすかについて、周辺の景観を含めた外観パース等により予測・評価を行ってください。また、併せて、高さ16mを超える部分について、道路境界から後退させる、傾斜をつけるなど景観への影響をより低減させる措置について検討してください。

(3) その他の事項

事業者見解書を作成する際に留意していただきたいその他の事項については、別途通知します。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。